令和 8 年度(2026 年度)

事 業 計 画 書

自　令和８年(2026 年)４月　１日
至　令和９年(2027 年)３月３１日

公益社団法人城陽市シルバー人材センター

令和８年度(2026 年度)事業計画

＜基本方針＞

人口減少、少子高齢化が進展し、高齢者のより一層の活躍が期待される中で、シルバー人材センターは、人生１００年時代を見据え、生涯現役社会の実現に向けて、地域の高齢者が就業を通じて地域社会に貢献し、高齢者の生きがいの充実や孤独・孤立の防止など、居場所づくりとして重要な役割を担っており、地域の特色や実情を踏まえた積極的な取組みを強化していく必要があります。

特に、最近の調査では、後期高齢期におけるシルバー人材センターでの活動継続が、介護予防に一定の効果を与えることが示されたところです。

また、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」において、７０歳までの就業機会の確保が企業の努力義務とされ、希望する者が働き続けられる社会に向けた環境整備が進み、センター会員も年々高齢化が進展していることに加え、社会経済情勢の変化によりシルバー人材センターの事業環境も厳しくなってきております。そのような中、従来の伝統的な職種に留まらず、新たな職種への進出、人手不足分野等での就業機会の開拓などが求められており、８０歳を超えても活躍できる就業機会の創出に努めていきます。

こうした地域社会の期待に応えるべく、本年度、少子高齢化の進展や地域課題の多様化を踏まえ、具体的な事業として「創出へのチャレンジ」「改革へのチャレンジ」とする地域課題解決事業に取組んで参ります。

さらに、消費税におけるインボイス制度と令和８年４月からフリーランス新法への対応に伴い、「公共団体等」や「個人・家庭」でセンターをご利用いただくお客様を対象に新たな契約方法（包括的契約）へ円滑な移行等を進めて参りたいと存じます。

つきましては、当センターの所期の目的を達成するため、国・京都府・城陽市及び公益社団法人京都府シルバー人材センター連合会をはじめとする関係諸団体と連携を図りながら、会員の皆様とともに次の事業に取組むことといたします。

＜主な目標値＞

会員数については、新たな目標「新たな仲間づくり計画（１０万人の増加を目指して！）」に基づいた数値（一部見直し）とし、契約金額及び就業率等については、令和６年度実績並みの目標値を設定し、とりわけ会員数が減少している中、令和８年度はこの流れを反転させ、その達成に向けた取組みを推進します。

項目	目標数値
会員数	４７６人
契約金額 （受託・包括的契約に係る事業、派遣事業）	２２９百万円
就業率	８７．１％

＜事業計画＞

１　就業機会の確保及び提供事業

高年齢者にふさわしい、就業機会（雇用を伴わない、請負・委任の形式による）を組織的に確保及び提供いたします。

（１）受託事業

地域内の発注者（民間事業所、公共機関、一般家庭等）より、高年齢者にふさわしい仕事を、請負・委任の形式で業務を受託し、会員による業務の実施が行える体制づくりに努め、順次、新たな契約方法（包括的契約）へ円滑な移行等を進めます。

（２）包括的契約に係る事業

令和８年度から、発注者及び会員から理解を得ることができた業務委託について、包括的な形式で業務を契約し、会員による業務の実施が円滑に行える体制づくりに努めます。

（３）会員増強を通じた就労支援及び普及啓発事業

シルバー人材センター事業の更なる発展に向けて、積極的に就労支援活動及び普及啓発活動を推進します。またパブリシティ（報道機関へニュース素材の提供）や有料広告を活用し、幅広く市民や事業所等に対し、普及啓発を行うことで地域社会に理解を求めてまいります。

① 【会員拡大強化月間】（第１回・６月、第２回・１１月）を定め、普及啓発運動の実施

② 会員１人一声加入運動の実施

③ 地域諸団体と普及啓発の連携として、城陽商工会議所会員（事業者）へ定年を迎えた従業員が活躍できる場として、シルバー派遣事業の活用を PR

④ 随時の就労等相談及び「シルバー人材センター入会のご案内 DVD」を活用した毎月定例の合同入会説明会の開催

⑤　６０歳以上の市民も対象とした講習会等開催し、入会の勧誘
⑥　会員の増強を図るため、女性の入会に向けた効果的な PR 活動の推進
⑦　全国シルバー人材センター事業普及啓発促進月間（１０月）「シルバーの日」（１０月の第３土曜日）】に合わせ、普及啓発事業（ボランティア活動等）の実施
⑧　会報「シルバーウェーブ」の発行
⑨　高齢者活躍人材確保育成事業を公益社団法人京都府シルバー人材センター連合会と連携し、城陽市の広報「じょうよう」等を活用したシルバー人材センターに関する有料広告の掲載
⑩　高齢者活躍人材確保育成事業を公益社団法人京都府シルバー人材センター連合会等と連携し、入会説明会等で活用する動画を作成
⑪　城陽市が作成する公用封筒裏面や、地域諸団体の機関紙及び報道機関に普及啓発の広告を掲載

（４）就業機会の開拓と確保提供事業

就業機会の開拓と確保・拡充に向けて、就業開拓委員会等が中心となって市内各事業所はもとより、一般家庭への仕事の堀起こし及び新たな就業の場を創出することに努めます。

①　【就業開拓強化月間】（第１回・７月、第２回・１２月）を定め、普及啓発運動の実施
②　地域諸団体と普及啓発の連携として、城陽商工会議所会員（事業者）へシニア世代の派遣就業に関するメリット等を周知し、シルバー派遣事業の活用を PR
③　民間事業所等への訪問による就業開拓
④　受注継続のため既存取引事業所等（発注者）への表敬訪問と併せて満足度調査の実施
⑤　就業開拓（シルバー派遣事業や就労に関する情報）啓発チラシの配布
⑥　軽易な作業の開拓及び提供など、８０歳を超えても活躍できる就業機会の創出
⑦　センターホームページの活用

（５）安全・適正就業対策

高年齢者の安全な就業及び就業状況が労働法に抵触しないように各種対策を講じます。

①　就業中や就業途上の事故防止と安全意識の高揚
②　安全対策のより一層の推進を図るため、「安全就業ニュース」を適時発行し安全意識の徹底

③　国の【全国安全週間】に合わせ、７月を【安全・適正就業強化月間】と定め、京都府シルバー人材センター連合会主催の安全・適正就業推進大会への参加

④　安全就業パトロールの実施

⑤　ワークシェアリング・ローテーション就業を推進し、適材適所という意味での公平な就業機会の提供

⑥　熱中症対策として、希望する就業会員に対する空調付き作業着等購入費の一部助成

⑦　高年齢者の健康状態等を考慮した安全・適正就業

⑧　「シルバー人材センター適正就業ガイドライン（会員用・発注者用パンフレット)」を活用して、会員及び発注者にシルバー人材センターにおける適正な就業方法等を周知

⑨　救命救急講習・交通安全教室の実施

⑩　会員自らが身体機能を把握・確認し、日常の健康維持・管理に努めるとともに、定期的な健康診断の受診を奨励

（６）福祉・家事援助サービス事業

超高齢社会を支え、より地域に根ざした存在として、今後も一層発展するために、福祉・家事援助サービスの分野における会員の就業・受注の開拓を推進し、地域におけるサポートが必要な高年齢者や障がい者等の自立した生活を支援するためのサービスに努めます。

また、離れて暮らしているご両親の日常生活におけるちょっとした困りごとを解決、あなたの親孝行をお手伝いします。

①　家事援助サービスの提供

②　高年齢者や障がい者、病弱者等の生活を支援するためのサービスの提供

③　親孝行代行サービスの提供(**高齢者等の生活支援「改革へのチャレンジ」**)

※　目的にあったサービスを組み合わせ、パッケージとして定額制・定期的に行うことができます。

（７）高年齢者の健康に関する各種事業

高齢社会を迎えて、高年齢者の健康維持の増進及び健康寿命を伸ばし、就業に対応できる健康と体力づくりを推進するために高年齢者の健康に関する各種事業を行います。

①　運動教室の実施

②　グラウンドゴルフ大会の実施

③　健康に関する講習会等の検討・実施

（８）空き家等対策事業

城陽市と連携した事業として、空き家等が放置されて管理不全な状態になることを防止するため、「城陽市における空家等の対策に関する協定」の締結により、相互に連携・協力することにより空き家等の適正な管理を推進し、安全に安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的に、各種サービスを行います。

① 空き家等見回り（基本プラン）サービスの実施

② 空き家等管理（オプション）サービスの実施

※ 目的にあったサービスを組み合わせ、パッケージとして定額制・定期的に行うことができます。（**空き家管理「改革へのチャレンジ」**）

（９）地域子育て応援事業（子どもの見守り・安全確保「創出へのチャレンジ」）

子どもの安全確保に向けた見守りや声かけなどを行い、地域の安心につなげる活動を行います。

また、育児と家事（仕事）の両立に苦労する子育て中の方や、進学・転勤等で親と離れて暮らす方に対して、会員が親世代に代わり家事代行等をサポートします。

① 園児・児童の見守り

② 地域イベント等で子どもへの声かけ・安全確認

③ 親ごころ応援サービスの提供

※ 目的にあったサービスを組み合わせ、パッケージとして定額制・定期的に行うことができます。

（10）墓地管理事業（地域課題解決のための独自事業「創出へのチャレンジ」）

遠隔地居住や高齢化に伴う管理困難、人口減少・多死社会の進展や家族観の多様化などに伴い、死亡者の縁故者がいなくなった墓所等が増加し、不十分な管理による墓地が景観への悪化を引き起こし、地域社会や環境にさまざまな問題をもたらしています。

遠方でお墓参りが難しい方もご安心ください！ あなたの代わりにご先祖様を敬います。

① お墓掃除代行サービスの提供（ご要望により供花等にも対応）

※ 目的にあったサービスを組み合わせ、パッケージとして定額制・定期的に行うことができます。

２ 職業紹介事業・労働者派遣事業による就業機会の確保及び提供事業

高年齢者にふさわしい、就業機会（雇用を伴うもの）を組織的に確保及び提供いたします。

（１）職業紹介事業

「臨時的､短期的な雇用による就業」を希望する高年齢者には、公共職業安定所との連携に努めます。

（２）労働者派遣事業

社会の多様な労働形態に応え､高年齢者の就業機会の拡大や適正就業の一層の推進と人手不足とされる分野において､公益社団法人京都府シルバー人材センター連合会の城陽市事務所として､シルバー派遣事業の推進と拡大に向けて取り組みます。

このため、派遣労働登録会員向けの研修・講習の拡充、職員研修、関係機関との密接な連携に努めます。

① 民間事業所への訪問による人材派遣分野の就業開拓
② 人手不足の地元企業に向けた就業機会の拡大
③ 行政等関係団体への人材派遣分野の発注協力依頼
④ 「派遣労働登録会員ハンドブック」を活用した入職時の教育訓練の実施
⑤ １年以上の雇用見込みのある全ての派遣労働会員に対する教育訓練の実施
⑥ 派遣労働会員の意向に沿ったキャリア・コンサルティングの実施
⑦ 労働者派遣契約の締結にあたり、派遣先から「比較対象労働者の待遇等に関する情報提供」の収集
⑧ 労働者派遣法改正の情報収集
⑨ 京シ連合本部に派遣事業の「専門委員会」を設置

３ 就業のための知識及び技能取得講習等事業

高年齢者の知識、技能向上を図るとともに､就業に結びつく訓練研修等事業を行います。

① 緑地管理講習（植木剪定）の実施
② 福祉・家事援助サービス講習の実施（**高齢者等の生活支援「改革へのチャレンジ・人材育成」**）
③ 地域見守り活動支援研修の実施（**子どもの見守り・安全確保「創出へのチャレンジ・人材育成」**）
④ お墓の維持管理等技能講習の実施（**地域課題解決のための独自事業「創出へのチャレンジ・人材育成」**）
⑤ 人権研修の検討・実施

４ その他高年齢者の就業に関し必要な事業

高年齢者の生きがいの充実､社会参加を図るためのボランティア活動を行いま

す。

① 清掃ボランティア活動

② 地域見守りボランティア活動

５ 福利厚生事業（共益事業）

会員の親睦と連帯を深めて、組織運営の円滑化、強化を図るため、福利厚生委員会等の事業実施とともに、高年齢者の福利厚生事業の充実に努めます。

① 会員親睦旅行の検討・実施

② 会員に役立つ事業等の検討・実施

③ 地域班単位での親睦活動等の推進

④ 会員の生きがいづくりのためのサークル活動等の推進

６ その他、目的達成のための必要事業

（１）定時総会

定款の定めにより、定時総会を年１回（６月）開催し、事業運営上の議案を審議します。

（２）理事会

理事会を年５回以上開催し、事業実施に関する議案を協議・決定します。

（３）各種委員会の開催

安全管理委員会、福利厚生委員会及び就業開拓委員会の目的に沿った事項を検討するために、必要に応じて開催します。

（４）地域班活動事業

地域内の高年齢者への就業機会の情報提供及び入会の勧誘並びに会員相互の連帯意識の高揚と親睦を深める事業を実施し、地域班活動の強化に努めます。

① 班長、副班長、世話人等を主体に班活動の取り組み強化

② 女性会員の拡充を図るため、「女性の会」の活発化

③ 入会の勧誘

④ 地域班単位で各種事業（活動）の展開

⑤ 会員の意識向上と連帯意識の高揚のため、正・副地域班長会議及び各地域の班会議の活発な開催

⑥ 各地域の班総会（会議）を定時総会前の４月・５月に開催

（５）健全な財政運営の推進

センター運営の主要なる財源である国の運営費補助金の一部が事業費補助に組み替えた新たな事業として措置され、京都府においては、センターが地域課題について、より積極的に取り組めるよう、令和８年度「チャレンジ事業」

への転換を後押しする補助金で支援されるなどとしても、センターは財政的にも事業遂行面においても、依然として厳しい運営を強いられており、就業先の開拓や事業の効率的・効果的な実施及び事務経費の見直しを行い、財政の健全化に努めます。

① 改正公益法人認定法が施行され、今後財務基準が大きく変わり、新たな基準への対応等、公益法人制度改革に沿った取り組みを推進

② 基幹システムと連動した会員専用サイト「Smile to Smile（ｽﾏｲﾙ ﾄｩ ｽﾏｲﾙ）」の活用によるデジタル化促進へ一層の説明や普及啓発を推進（会員に対する情報発信の強化、会員の利便性向上を図るとともに、ﾌﾘｰﾗﾝｽ新法へ対応できる体制を整備）

③ 「フリーランス新法」施行に伴い、センター会員が請負・委任の形態で就業する公共団体等と個人・家庭の契約を新たな契約方法（包括的契約）へ移行し、民間企業との契約については順次適切な方式に展開

④ 事業の効率的・効果的な実施

⑤ 事務経費の見直し

（６）拠点シルバー人材センターの連携

シルバー人材センター発展のため、地域拠点シルバー人材センターとしての共通の課題をテーマにして勉強会を開催し、情報の共同・共有化に努めます。

（７）事務局体制の充実

事務の効率化の推進に向けて、また、事業実施に必要な資格･免許取得のための研修会に積極的に参加し、研鑽に努めます。